

瑞穂町立小・中学校長様

瑞穂町教育委員会

教育長 鳥海俊身

(公印省略)

まん延防止等重点措置の終了に伴う学校対応について（通知）

これまで、令和2年12月9日付瑞教教発第300号通知「新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた3学期からの学校教育活動等について」及び令和4年3月7日付瑞教教発第396号通知「まん延防止等重点措置の再延長に伴う学校対応について」に基づく対応をいただいていたところです。

東京都に適用されていたまん延防止等重点措置は3月21日をもって終了となりました。一方でこの時期は年度末・年度当初を挟み、人の動きが活発化されます。また、10代未満の新規陽性者数が依然高止まりであることから、引き続き警戒が必要です。東京都では3月22日から4月24日までをリバウンド警戒期間に指定しました。

つきましては、このような状況を踏まえ、以下の対応策等の徹底を図られるようよろしくお願いいたします。春休みや新学期を迎えるに当たり、学校外における感染症対策の指導・啓発等も児童生徒、保護者の皆様をお願いします。

記

1 期間 **令和4年3月22日から同年4月24日までの間**

ただし、令和3年度卒業式、令和4年度入学式への対応は、令和4年3月7日付瑞教教発第396号通知による。

2 具体的な学校対応

(1) 校内にあっては、計画している通常の授業を行う。給食は予定通りとする。

(2) 不織布マスク使用の原則

不織布マスクが最も高い効果をもつことを踏まえて、保護者に依頼するとともに、児童・生徒によく説明し、理解を求める。同マスクの着用が難しい場合は、個々の児童・生徒の事情に応じた配慮を行う。

(3) 令和2年12月9日付瑞教教発第300号通知「新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた3学期からの学校教育活動等について」の一部変更（当該期間のみ）

① 体育の授業、部活動等における運動等

ア **【小学校】児童間の接触・接近に伴う運動は原則行わない。ただし、学習指導要領上必要で止むを得ない場合は、1単位時間当たり連続10分まで可能とする。運動する際は、換気の良い場所で行い、マスクを外す。マスクを外した時に会話しない、大声を出さない指導を徹底する。**

なお、2m以上の間隔を保持した運動等では、時間制限を設けないことができる。

イ **【中学校】小学校と同様とする。ただし、校長の判断で接近・接触の伴う運動を、1単位時間当たり、時間を空けてさらに1回、合計2回まで可能とする。空ける時間は15分以上とする。なお、部活動も同様とする。**

② 日帰りの校外学習、宿泊行事等

感染防止対策を徹底する前提で可能とする。

③ 家庭科の調理実習

校長の判断で行うことを可とするが、試食は自教室でさせること。（飛沫防止ガード等が設置されていても対面での試食は禁止、食事物はラップ等をかけて移動する。）

④ その他、校内の学習活動

飛沫感染の可能性が高い教育活動は、感染症対策を徹底した上で、内容や方法を工夫して実施する。

※工夫して実施する活動例

・合唱等（マスク着用、換気を通常より強化する前提）

ア 前後2m・左右1m以上の間隔を取り、対面を取らないようにすれば、1単位時間あたり20分まで可能 ※グループ分けなどの工夫が必要

イ 前後・左右1m以上の間隔では、対面を取らないようにし、さらにフェースガード等を着用すれば、1単位時間あたり20分まで可能、マスクのみの場合は10分まで可能

・鍵盤ハーモニカ、リコーダー等（換気を通常より強化する前提）

ア 前後2m・左右1m以上の間隔を取り、吹く方向に人がいなければ、マスクを外して、1単位時間あたり15分まで可能 ※グループ分けなどの工夫が必要

イ 前後・左右1m以上の間隔を取り、吹く方向に人がいなければ、マスクを外して、1単位時間あたり、10分まで可能

※マスクを外しているときは会話をしない。

・熱中症対策をとる時はマスクを外すが、換気の良い場所で、前後左右2m程度以上の間隔をとり、会話をしない。

⑤ 登校直後の検温の実施については、校長が適切に判断する。

⑥ 放課後の活動、部活動

ア 通常通りに原則戻すが、平日は各2時間まで、土日は3時間まで可とする。

合理的かつ効率的・効果的な活動を行い、短時間で終わるようにする。

イ 放課後学習「学びのテーマパーク」は行う。

ウ 部活動の遠征等

・**学校で行う感染対策を徹底する前提で練習試合等は可とする。練習試合等であっても、移動も含めて原則4時間を超えないよう配慮する。**

・東京都中学校体育連盟等が主催する公式試合への参加は校長の判断で認めるが、保護者の同意を得るものとする。

ウ 補足 在校生の同席

令和2年12月9日付瑞教教発第300号通知の通りとする。（在校生は代表児童・生徒のみ可とする。

※学年単位の代表ということではなく、学級委員等の参加を想定している。）

⑦ 地域の方々への学校開放は入学式終了後、通常通りとなる。

3 児童・生徒の出席停止に関する条件

(1) 保護者が感染を予防するために児童・生徒を出席させなかった場合は、当面の間、校長の判断で出席停止にすることができる。 ※同居家族のコロナ感染の疑いの有無を問わない。

(2) 発熱のない咳、咽頭通などの風邪の初期症状があった場合でも登校を見合わせる。（当該児童・生徒を出席停止にする。）

4 感染防止のため、やむを得ず登校できない児童・生徒への学びの保障

(1) オンライン（リモート）によらない学習支援（従来通り）

- ① プリントによる学習課題を与えたり、学習コンテンツサイトの紹介をしたりする。（従来通り）
- ② 登校が可能になって個別指導等を行う。

(2) 保護者がオンライン（リモート）対応・学習支援を希望する場合は、以下の通りとする。

保護者の要望の種類	対応方法等
①学習課題の提供とその支援を希望	【学校対応】 <ul style="list-style-type: none"> ・副担任又は担任等が、放課後等に行う。 ・Web会議システムを活用し、ライブ応答、チャット・ミーティング機能、共有機能等を使用し、学習課題を与え（添付ファイルも含む）、児童・生徒の質問に答える。 ・1週間に3日程度、1日合計1時間程度以内とする。 ・複数児童・生徒がいる時は、学年ごとに一括支援も考えられること。 ・健康観察等もライブ応答を通じて行う。※毎日行うことを妨げない。
②本格的な学習支援を希望	【いぶき対応】 <ul style="list-style-type: none"> ・適応指導教室（いぶき）の支援を受ける。 ・申請書（保護者）、意見書（校長）を教育指導課へ提出 ・週1～2回、1回1時間程度（双方向、付き切りの支援）
③授業のライブ配信又は動画を希望	<ul style="list-style-type: none"> ・お断りする。①又は②の対応に理解を求める。 ※通常の授業はオンライン仕様となっていない。（技術的・視聴的な課題の包有）
④授業とは別に個別のオンライン授業を希望	<ul style="list-style-type: none"> ・お断りする。①又は②の対応に理解を求める。 ※通常の授業に加え、別途オンライン授業を組むには人的な課題がある。

5 春休みや学校外での感染対策（児童・生徒への指導、保護者への協力依頼・啓発）

別紙東京都教育委員会発行（令和4年3月10日付）「新型コロナウイルス感染症対策チェックリスト」を配布し、指導、啓発等を行う。

担 当 瑞穂町教育委員会教育部

学校教育課長 大澤 達哉（電話042-557-6681）

教育指導課長 小熊 克也（電話042-557-7069）

統括指導主事 稲富 泰輝（電話042-557-8014）